

野田市公務員等の旅費に関する条例
の一部を改正する条例をここに公布す
る。

令和 7 年 3 月 2 1 日

野田市長 鈴 木 有

野田市条例第4号

野田市公務員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

野田市公務員等の旅費に関する条例（昭和29年野田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第3条に次の1項を加える。

- 8 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第11条第1項中「しようとする者」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を加え、同項中「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。